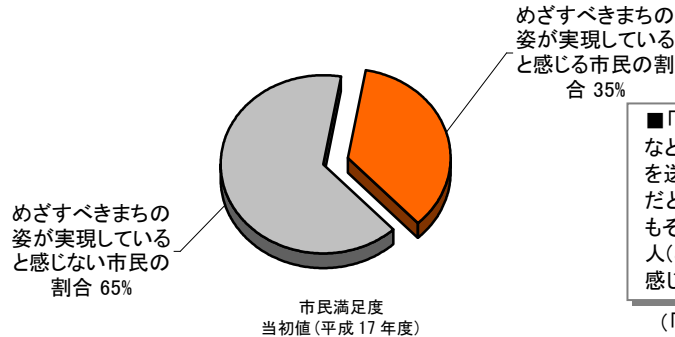


第4節 健やかで心豊かに暮らせるまち

1 健康福祉

<めざすべきまちの姿>

すべての市民が健康で安心して生活を送ることのできる環境が整っているまち



■「鎌倉市は、子どもから高齢者、障害者などすべての市民が健康で安心して生活を送ることのできる環境が整っているまちだと思いますか。」との問に対して、「とてもそう思う」もしくは「少しそう思う」と答えた人(めざすべきまちの姿が実現していると感じる市民)が、4割見られます。

(「平成17年度市民意識調査」より)

■ 現状と課題 ■

- 高齢化が進行するとともに、晩婚化や未婚率の上昇、子育てにおける保護者の経済的負担感、核家族化が進むなど子育ての孤立感や経済・社会情勢・価値観の変化により、少子化の傾向がさらに進んでいます。
- 核家族、ひとり親家庭、ひとり暮らしなどの世帯が増加し、地域社会では相互扶助の意識・機能が低下しています。このことは、地域社会の活性化を阻害し、コミュニケーション機能を弱め、生活の場としての地域の質を低下させるとともに、家庭の中で担われてきた介護・育児機能を低下させるため、施策の充実が求められています。
- 高齢者、障害者やひとり親家庭などが、住み慣れた地域で安心して自立した生活をおくり、社会参加していけるように、地域の中で生活を支える多様な支援体制の整備と必要なサービスを自らが選択できるような仕組みづくりを進めていく必要があります。
- 市民の心と体に関する保健・医療・福祉ニーズは多様化し、高度化しつつ増大しており、乳幼児から高齢者までのライフサイクルに沿った一貫した施策の充実と地域生活支援体制を整備していく必要があります。
- 介護保険制度が導入されましたが、今後も寝たきりや認知症*の高齢者の増加が予測されます。このことから、介護状態になることへの予防及び介護状態の改善について保健・医療・福祉の連携による総合的な対策が一層必要となっています。
- 有病者数が増加している生活習慣病の発症や進行を予防することにより、健康寿命を伸ばして生活の質を維持することは、医療費の抑制の観点からもますます重要な課題となっています。このため、疾病の予防、早期発見、早期治療はもとより、健康は自らがつくるものという視点に立った積極的かつ体系的な健康づくりを行う必要があります。
- だれもが住み慣れた地域社会の中で、自立した生活を送ることができるよう、地域福祉*の推進を図っていくことが求められています。
- 高齢者、障害者やひとり親家庭などの生活の基本となる住宅について支援が必要で

認知症：痴呆(症)の新しい名称。旧称に差別や偏見を助長するニュアンスがあるとして、平成16(2004)年に厚生労働省の検討会が改称の方針を決めた。

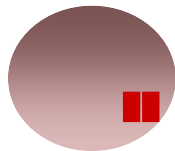
地域福祉：社会変動によってもたらされた地域住民の生活上の困難に対して、地域住民の自主活動を背景に、それぞれの機関等(ボランティア団体、NPO団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員、行政など)の役割分担を明確にし、福祉ネットワークを組織化することによって地域の福祉を高める公私協働の実践体系。

す。

○市民はサービスの受け手であると同時にサービスの担い手としての役割を期待されており、市民の主体的な参画による地域づくりが求められています。そのため、地域の健康づくり、福祉活動の拠点づくりが望まれます。

○次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つように、子育てを支援する環境づくりを進めていく必要があります。

○子育ての不安や悩み、支援を必要とする家庭に対して、地域や関連機関との連携を図りながら、児童福祉施設の整備、相談体制などの充実や家庭訪問による育児支援などにより、すべての子育て家庭を支援していく必要があります。



目標

【目標】

関係機関・団体・ボランティアと地域住民との協働により、安心して暮らすことができる豊かな地域社会づくりに努めます。

より身近な地域で、保健・医療・福祉が連携したサービス提供体制を充実するとともに、利用しやすい相談・情報収集提供機能の向上をめざします。

高齢者、障害者やひとり親家庭などが、地域で安心して暮らせるために、生活全般において多様な支援体制を整備し、自己選択・自己決定が尊重され、一人ひとりの権利が擁護される仕組みづくりを行うとともに、社会参加が促進されるよう市民・事業者・NPO等の理解を図っていきます。

少子高齢社会を明るく、活力あるものとしていくためには、市民一人ひとりが豊かな生涯を送れるように心身ともに健康な状態を保持していくことが大切です。今後、市民が主体的に健康づくりに取り組めるような環境の整備を進めていきます。

市民の急病などに対応するため、救急医療体制の一層の充実をめざします。

住宅施策と福祉施策の連携を進め、高齢者、障害者やひとり親家庭などが、安心して住むことのできる住宅施策を行うとともに、すべての市民が安心して出かけることができるよう、都市環境のバリアフリー化*やユニバーサルデザイン*を取り入れたまちづくりの推進をめざします。

【施策の方針】

1. 市民参加の健康福祉
2. 地域生活の支援サービス
3. 健康と安心づくり
4. すべての子育て家庭への支援
5. 福祉のまちづくり

バリアフリー化:「障壁のない」の意。建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮すること。

ユニバーサルデザイン:障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境(ハード・ソフト)を計画するという考え方。

高齢者や障害者等のさまざまなニーズに対応した在宅サービスと施設サービスの一層の連携と充実を図り、保健・福祉施設の整備・拡充をめざします。

地域全体による子育て支援を進め、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備します。

子どもたちが健やかでのびのびと成長できるよう、すべての子育て家庭への支援の充実をめざします。

子どもたちが健やかに成長できるよう、児童福祉施設の環境を整備していきます。

(再掲)

1. 市民参加の健康福祉
2. 地域生活の支援サービス
3. 健康と安心づくり
4. すべての子育て家庭への支援
5. 福祉のまちづくり



■ 施策の方針 ■

1 市民参加の健康福祉

- (1) だれもが住み慣れた地域の支え合いにより、安心して健康で豊かな生活を送るための、地域での取り組みの推進を支援します。
- (2) 健康福祉を推進するため、市民の多様で自主的な活動を支援し、幅広い協働関係を築いていきます。そのため、情報の提供や研修活動、人材の育成・確保、地域活動の場の確保等の充実を図るとともに、日常生活に根付いた環境づくりを図ります。
- (3) 地域の福祉資源の有効活用を図る観点からも異世代間交流等を積極的に進めるとともに、子どものときから福祉について学習やふれあいができる環境づくりに努めます。
- (4) 高齢者や障害者自らが、生活の質的向上や生きがいのある生活ができるように、社会活動への参加機会の拡大や交流の場づくりを支援します。

2 地域生活の支援サービス

- (1) 保健・医療・福祉の連携をもとに身近な地域でのサービス提供体制や施設の整備を図ります。
- (2) 高齢者、障害者やひとり親家庭のほか地域で生活を営む上で支援が必要なすべての市民の基本的な生活ニーズに対応した、各種の在宅保健福祉サービスの充実を図ります。
- (3) 地域によって異なるニーズの把握に努め、地域の実情に合ったサービスの充実を図ります。

3 健康と安心づくり

- (1) すべての市民が、主体的かつ積極的に自らの健康づくりに取り組めるよう、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを支援するため、健康診査の充実をはじめ、必要な保健福祉サービスの提供、スポーツ施策等との連携など、体系的な取り組みを進めていきます。
- (2) 救急医療サービスの情報提供や休日・夜間診療体制の充実に努めるほか、広域的な

救急医療体制の充実を図ります。

- (3) 保健・医療・福祉サービスが利用しやすいように、相談窓口や広報の充実、手続きの簡素化、市民組織の活用、保健・福祉情報システムの整備などを図っていきます。
- (4) 心の健康について関係機関等と連携を持ち、気軽に相談できる体制や情報提供などの適切なサービスが受けられる体制の充実に努めます。
- (5) 老人保健医療事業を進めるとともに、国民健康保険財政の健全化、介護保険制度、各種医療援護対策の充実に努めます。

4 すべての子育て家庭への支援

- (1) 必要とされる情報の把握に努め、子育て支援情報の積極的な提供を行います。
- (2) 多様化する子育てニーズに対応するため、さまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。
- (3) 子育て家庭に対する市民やNPOとの協働による子育て支援のネットワークづくりを進めます。

5 福祉のまちづくり

- (1) 市民生活に必要な建築物や都市施設の整備に関して、だれもが快適で住みよく、安全に行動しやすい社会環境づくりをめざし、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。
- (2) 高齢者、障害者やひとり親家庭が安心して生活できるよう、住宅に関する助成や相談事業を進めます。
- (3) 地域での生活を支援したり、子育てを支援するために必要な保健・福祉施設の整備を図ります。その際、地域福祉の活動拠点の確保・整備を進め、施設の地域開放の拡大に努めます。
- (4) 自力避難の困難な高齢者や障害者など、災害時要援護者*の特性などに配慮した避難方法、避難所の確保に努めます。
- (5) 高齢者や障害者の人権が尊重され、その権利が擁護される体制の整備や啓発活動に努めます。
- (6) 障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、関係機関等と連携を持ち、企業等の理解を図りながら雇用・就労の場の充実に努めます。

災害時要援護者：災害時に適切な防災行動をとることが特に困難な人。具体的には、一人暮らしや寝たきりになっている高齢者、認知症高齢者、障害者、傷病者、妊娠婦、乳幼児・児童、外国人等を指す。

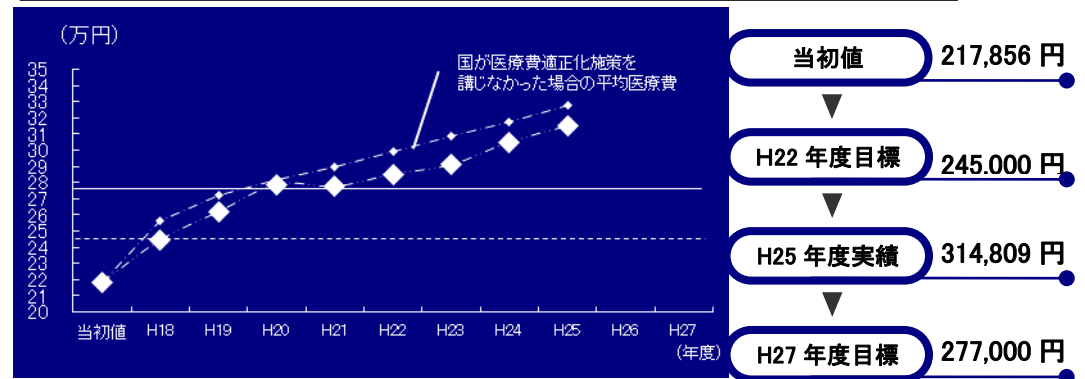
目標指標

【主な所管部・所管課】

こどもみらい部
こどもみらい課
保育課
こども相談課
健康福祉部
福祉総務課
生活福祉課
高齢者いきいき課
障害者福祉課
市民健康課
保険年金課

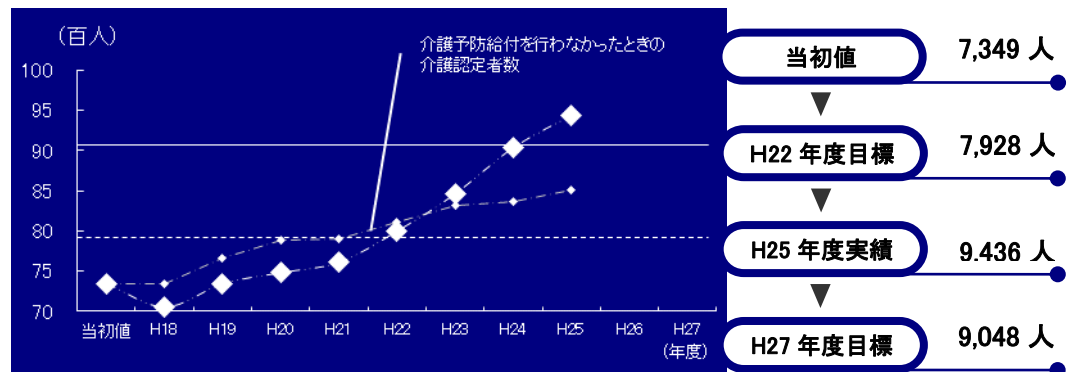
■市民1人当たりの平均医療費(-)【統計指標】

医療費適正化施策を講じた場合の市民1人が1年間にかかった医療費の平均金額(該当年1月から12月の国民健康保険加入者分)



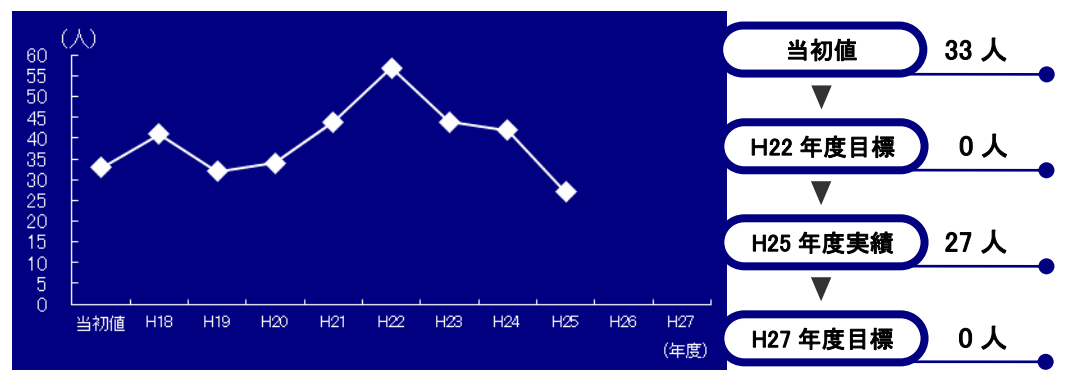
■介護認定者数 (-)【統計指標】

介護予防給付を受けたときの介護認定者数の累積合計



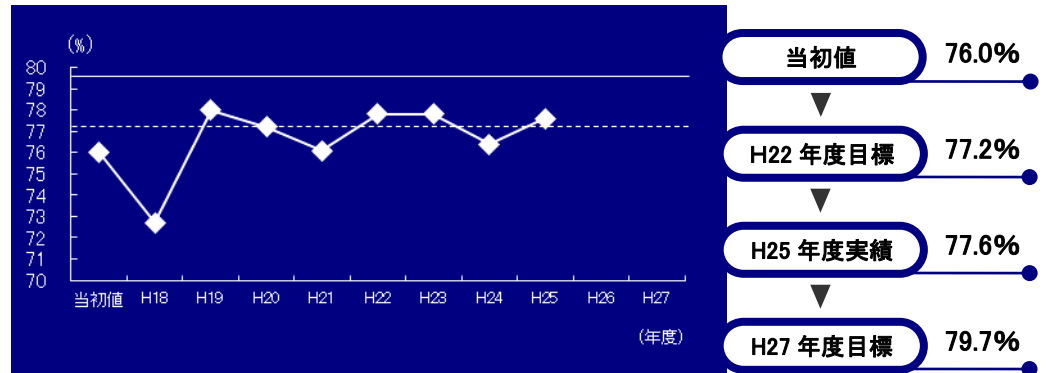
■保育園待機者数(-)【統計指標】

公立園・民間園に入りたくても入れない対象児の数



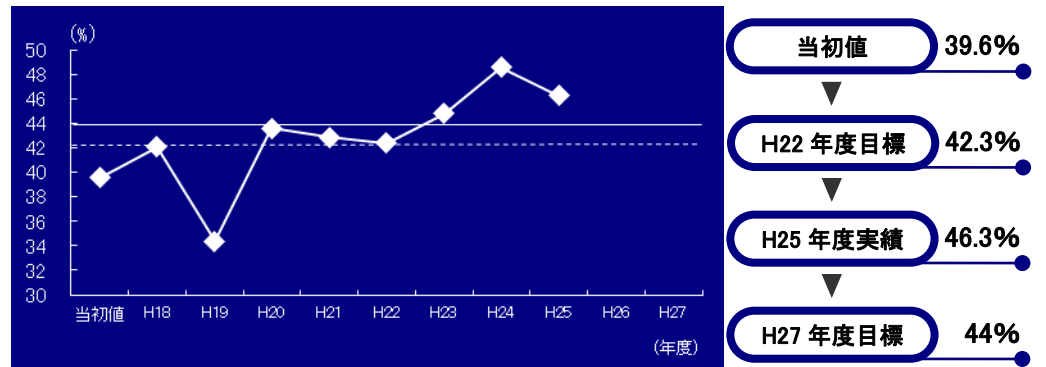
■健康診断受診率(+)【アンケート指標】

ここ1年以内に健康診断を受けたことがある市民の割合



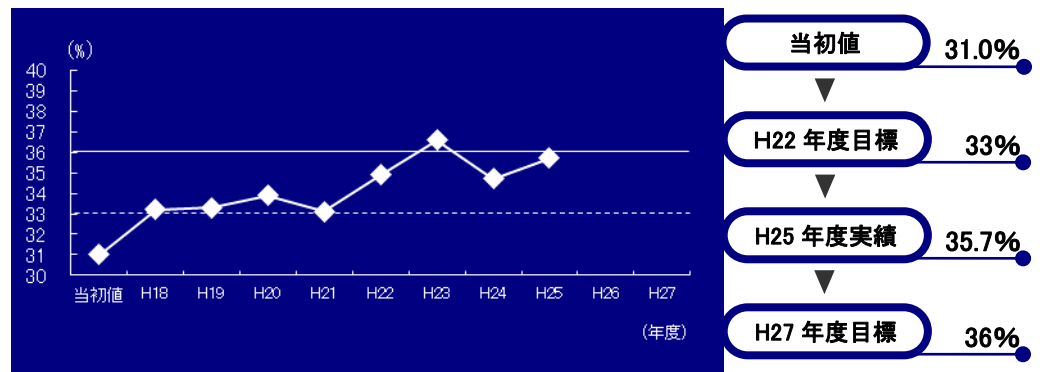
■高齢者福祉サービスの充実度(+)【アンケート指標】

高齢者福祉サービスが充実していると感じる市民の割合



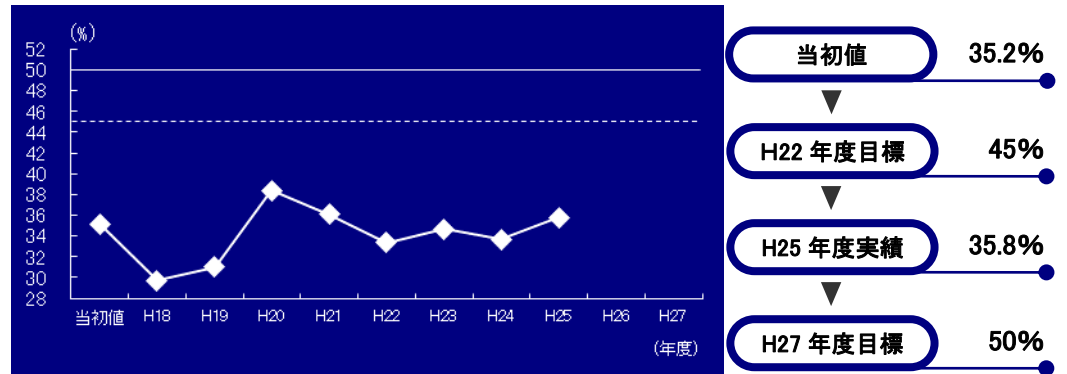
■子育て支援策の充実度(+)【アンケート指標】

子育て支援策が充実していると感じる市民の割合



■市民満足度(+)【満足度指標】

すべての市民が健康で安心して生活を送ることのできる環境が整っているまちの実現状況について、市民が実感している割合



■目標達成に向けた 25 年度の実績と自己評価

【こどもみらい部】

・平成 27 年度施行予定の子ども・子育て支援新制度に向けた計画として、「市町村子ども・子育て支援事業計画」(計画期間:平成 27～31 年度(5カ年計画))を平成 26 年度に策定するために、市内を5地域に分けたニーズ調査を行いました。

鎌倉市次世代育成きらきらプラン(後期計画)平成 24 年度推進状況報告書である「きらきら白書」と配布用のダイジェスト版・アンケートを、子育て支援センターや子ども会館等に配架し、乳幼児の健診会場や要望のあった団体へ説明に出向いてダイジェスト版・アンケートを配布しました。アンケートは 1,447 件回収できました。平成 23 年度から1冊に2枚ずつ挟むことで男性の回答が増えており、平成 22 年度は男性の回答が0だったのに対し平成 25 年度は 391 人(27.0%)でした。アンケート集計結果や主な意見に対する回答は、例年のホームページでの公開に加え、25 年度からはアンケートの配架・配布場所で配架できるよう調整することとしました。

・平成 24 年度に実施した耐震診断の結果を受け、稲瀬川保育園・材木座保育園の耐震改修を実施するとともに岡本保育園の建替えに向け、たまなわ児童遊園に仮園舎を建設し平成 26 年 3 月 31 日から運営を開始しました。また、旧鈴木邸跡地の活用について、津波対策を優先した稲瀬川保育園・材木座保育園の移転先として、子育て支援センター・障害児放課後余暇支援施設を併設するとともに地域の避難ビルとしての機能を備えた複合施設の建設の検討を進め、整備に伴う鎌倉市立保育園の民営化計画の変更及び拠点園のあり方について児童福祉審議会に諮問しました。

・待機児童対策として、平成 25 年4月に鎌倉みどり保育園(60 人定員)、プレップおおぞら保育園(45 人定員)を新規開園するとともに、オレンジ分園SPROUTの開園に伴う定員増(70 人⇒75 人)及びアワーキッズ大船の定員増(140 人⇒160 人)を、同年6月には大船ひまわり保育園分園の開園に伴う定員増(60 人⇒74 人)をすることができました。また、平成 27 年度に向け、保育園みつばち、(仮称)岡本方面保育所の設置に向けて手続きを進めるとともに、玉縄地域の待機児童対策として、平成 19 年2月に5年間の暫定施設として開園した岩瀬保育園植木分園の管理運営を引き続き行いました。

【健康福祉部】

<特別ショートステイの取組>

平成 25 年度は前年度に引き続き、市内全介護老人福祉施設9施設及び全介護老人

■■評価と展開■■

保健施設5施設の計14施設において、認知症等の高齢者を介護する者が病気等により急に介護できなくなった場合の緊急的なショートステイの受け入れを実施しました。

＜特別養護老人ホームと老人保健施設の整備＞

入所80床規模の特別養護老人ホームの開設に向けて、法人に対し指導・監督を行いました。

＜成年後見制度の充実＞

鎌倉市成年後見センター事業の平成26年度中の実施に向けて、検討・協議を行いました。

かまくら成年後見制度連絡会を4回開催し、地域包括支援センター等相談を受ける機関と弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等との連携の強化を図るとともに、事例検討を通じて相談を受ける機関の資質の向上を図りました。

＜障害者福祉計画の推進＞

障害者福祉計画推進会議及び障害者福祉計画推進委員会を開催し、平成24年度推進状況報告書を作成しました。さらに、障害者等のニーズを的確に把握し、次期障害福祉サービス計画策定の基礎調査とするため、市民アンケートを実施しました。

＜医師会立産科診療所について「ティアラかまくら」＞

平成25年度に市内で出産できる施設が1院開設されたことで、ティアラかまくらの分娩数に少なからず影響を与えていることは否定できませんが、市内で安心して出産できる場所として設立したティアラかまくらが、安定的な運営を行えるよう設立当時から財政的な支援を行っています。

ティアラかまくらが今後も堅実な運営を継続していけるよう、目標分娩数や運営経費の見直し、新たな取組等について鎌倉市医師会と協議しました。

＜予防接種の充実＞

予防接種法に基づく定期の予防接種について、接種に関する制度や情報等の市民周知に努めるとともに、接種率の向上につなげることで感染や重症化を予防し、市民の健康維持を図りました。

子宮頸がん予防ワクチンの接種については、厚生労働省から積極的な勧奨を差し控えるとの勧告が出された後、鎌倉市独自で「鎌倉市子宮頸がん予防ワクチン接種後の体調変化に関する状況調査」を実施したことにより、市内の現状を把握することができました。

＜小児医療費助成＞

小児医療費助成事業は、平成21年10月に小学4年生から6年生までを新たな助成対象（所得制限付き）に加え、平成25年度も引き続き助成を行いました。

■8年間(平成18～25年度まで)の取組の評価

【こどもみらい部】

・鎌倉市立保育園の民営化や新耐震基準以前に建てられた鎌倉市立保育園の耐震化、私立保育所の施設整備費に対する補助等を行い、子どもが健やかに成長できる児童福祉施設の環境整備に取り組んでまいりました。しかし、保育所の待機児童数が目標値に達していないことや、耐震化等の災害対策に関する施設整備について、今後、更に検討を行う必要があります。

次世代育成きらきらプランを推進し、市民が安心して子どもを生み育てることができ、

子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境の整備を図ってまいりました。しかし、保育所の待機児童の解消や親子の居場所の整備、安全・安心を感じられる環境に対するニーズは多く、更なる充実を図ることが必要です。

- ・子育てを支援する環境づくりをめざし、保育所の整備等や定員を超える受入れを行い、待機児童0人をめざし取り組んでまいりましたが、現在の経済情勢や女性の社会進出などにより、保育所の入所を希望する児童数が増加しており、計画策定当初と比べると、入所定員が約 680 名増加しているものの、約 30 名の待機児童が発生している状況にあります。

このような状況により、市民満足度の向上に寄与できない部分があることから、引き続き、子育て環境の向上を市民が実感できる施策を行うことが必要です。

- ・子育てを支援する環境づくりに向け、子育て支援センターの増設、相談の機会の拡充等子育て相談しやすい環境の整備やファミリーサポート事業の活性化に向けた取組を行いました。これらの取組は、市民が子育て環境が整っているまちと実感できる施策として、市民満足度の向上に一部寄与していると考えます。
- ・発達障害を含む特別な支援を必要とする児童とその家族が、地域で安心して生活できることをめざし、

- * ライフステージに応じた一貫した継続的な支援を行うための発達支援システムネットワークの設置、
- * 発達障害の早期発見・早期からの支援を目的とした5歳児すこやか相談の市内年中年齢児全員対象による実施、
- * 保育所等訪問支援及び障害児相談支援を法内事業化し実施、
- * 発達障害を含む障害児等の余暇活動の場の提供として、市内2箇所の事業所の法内事業（放課後等デイサービス）へ移行し事業を実施

したことなど障害児放課後余暇支援事業の推進等に取り組んできました。

平成 21 年4月に発達支援室をこどもみらい部に設置し、早期からの相談・支援の体制は整ってきています。

また、発達障害のある方の支援は、周囲の人の理解が不可欠であり、市民への発達障害の啓発にも取り組んできました。

【健康福祉部】

- ・介護保険制度のもと、介護が必要な状態になっても適切なサービスを受けながら安心して暮らすことができるよう、在宅の場合は介護給付や介護予防サービス、施設入所の場合は施設サービスなどの様々な対策を講じてきました。高齢者ケアのニーズの増大、単身世帯の増大、認知症高齢者の増加が想定されることから、介護保険サービス、医療保険サービスのみならず、配食サービスなどの生活支援や成年後見等の権利擁護など、一人ひとりの状況に応じた支援が切れ目なく提供されることが必要です。平成 25 年度からは、高齢者生活支援サポートセンター事業として、高齢者生活支援サポーター養成講座を受講したサポーターが、高齢者の自立の妨げにならない程度の家事支援や、趣味や生きがいのための外出支援、話し相手など高齢者が地域で安心して生活が送れるための取組を行っています。
- ・特別養護老人ホームと老人保健施設の整備については、平成 18 年度5施設 364 床整備しましたが、平成 25 年度までには9施設 663 床と、8年間に4施設 299 床の新たな整

備を行いました。

・成年後見制度の充実として、市民の相談機会の充実、成年後見制度の周知啓発を目的に委託事業を実施し制度の利用促進を図りました。専門職後見人と相談機関の情報の共有及び連携の強化、相談機関の資質向上を目的に、かまくら成年後見制度連絡会を平成 23 年度に立ち上げ、年 4 回の連絡会を開催しました。鎌倉市成年後見センター事業の平成 26 年度中の実施に向けた検討・協議を行いました。

・平成 25 年の障害者総合支援法施行により、障害者のニーズや要望に、より近づいたサービス給付を実施できるようになりました。

また、自立支援協議会を開催し、障害当事者や施設、サービス提供事業者、関連行政機関も含めた地域施策の協議の場を運営し、地域に密着した障害福祉施策の実施を推進してきました。この間、特に障害者の就労支援に力を入れ、平成 21 年度には「就労定着支援事業」、平成 23 年度には「ジョブサポーター養成・派遣事業」を開始し、同年度に「マッチングの魅力」という雇用促進イベントも開催しました。また、就労移行・A型・B型などの就労支援事業所は、現在市内で 20 カ所運営されています。

・市民が主体的かつ積極的に自らの健康づくりに取り組めるよう、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを支援するため、健康診査の充実をはじめ、必要な保健福祉サービスの提供、スポーツ施策等との連携など、体系的な取組を進めてきました。また、健康相談や家庭訪問等の母子保健を充実させるとともに、医師会立の産科診療所を設置し、市民が安心して生み、育てられる環境を整備しました。このほか、休日・夜間診療体制の充実など、市民の急病などに対応するため救急医療体制の充実を図ってきました。

引き続き、市民が健康で安心して生活を送ることができるよう、各種事業の継続的な実施や新たな施策が求められています。

・子育て支援サービスの充実を図るため、小児医療費助成事業の助成対象を、平成 18 年度に小学 1 年生から 3 年生までを新たな助成対象(所得制限付き)に加え、さらに平成 21 年度に小学 4 年生から 6 年生までを新たな助成対象(所得制限付き)に加えました。

■25 年度までの未達成事業の課題・問題点など

【こどもみらい部】

・保育所の待機児童の解消や親子の居場所の整備、安全・安心を感じられる環境に対するニーズは多く、更なる充実を図ることが必要です。

現在、親などによる子どもの虐待が深刻な社会問題となっており、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応が課題となっています。児童虐待の予防には、子育て相談しやすい環境のさらなる整備や子育てに対する親の負担感の軽減、虐待防止意識の啓発、地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)による連携強化などを継続的に行っていく必要があります。

発達障害を含む特別な支援を必要とする児童とその家族が、地域で安心して生活できることをめざすため、ライフステージに応じた一貫した継続的な支援を行うことが必要です。

発達障害への理解については、まだ十分とは言えず、更なる取組が必要です。

学齢児童の支援や就労支援を含む成人期の支援までを見据えた取組が必要です。

【健康福祉部】

＜成年後見制度の充実＞

高齢者や障害者、その家族への成年後見制度についての周知・理解が十分ではありません。また、成年後見制度に関する相談が複雑化・増加しており相談機能の充実を図るため、鎌倉市成年後見センター事業の着実な実施が必要です。

＜特別養護老人ホームと老人保健施設の整備＞

平成26年度中の開設をめざしていた特別養護老人ホームの整備が手続きの遅れにより、開設が平成27年度にずれ込む予定です。これ以上の遅れが生じないよう指導・監督を行っていきます。

＜障害者福祉計画の推進＞

障害者福祉計画の進行状況の把握や点検、検証作業を実施し、障害者福祉計画推進状況報告書を早期に仕上げるため、全159事業に上る事業について照会を早め、冊子の完成時期を早めます。

＜医師会立産科診療所＞

市民が安心して産み、育てられる環境整備の一環として、鎌倉市医師会と連携し医師会立産科診療所(ティアラかまくら)を設立し、その運営について設立当初から支援してきましたが、平成25年度に市内で出産できる施設が1院開設されたこと等により、ティアラかまくらでの分娩数が減少し安定的な運営が難しくなってきました。

改めて市民ニーズから見たティアラかまくらの目標分娩数の見直しや、収入確保へ繋がる事業運営を医師会と協議・検討し、運営改善していく必要があります。

■第3期基本計画の施策の方針における今後の展開(取組方針)

【こどもみらい部】

＜地域生活の支援サービス＞

・関係機関、事業所、関係団体等との連携により、障害児者のライフステージに応じた一貫した支援の推進及び市民への発達障害の啓発を継続的に推進します。

＜すべての子育て家庭への支援＞

・平成26年度に目標値も含めた計画として、「市町村子ども・子育て支援事業計画」(計画期間:平成27～31年度(5カ年計画))を策定し、さらなる子育て支援策の充実をめざします。

引き続き子育てを支援する環境の充実に向け、子育て支援センターの未設置地域への設置や子育て相談機会の拡充、相談しやすい環境の整備、ファミリーサポートセンター事業の活性化を進めるとともに、児童虐待防止対策を継続的に行っていきます。

発達に特別な支援が必要なこどもの相談、早期発見及び早期からの支援を、保健、医療、福祉、教育などと連携をとりながら発達支援システムネットワークを推進します。

＜子育て支援施設の整備＞

・岡本保育園の建替えに伴い、待機児童対策として、定員増を図るとともに子育て支援センターを併設した複合施設の建設を進めます。また、旧鈴木邸跡地の活用について、津波対策を優先した稲瀬川保育園・材木座保育園の移転先として、子育て支援センター・障害児放課後余暇支援施設を併設するとともに地域の避難ビルとしての機能を備えた複合施設の建設を進め、整備に伴う鎌倉市立保育園の民営化計画の変更及び拠点園のあり方について児童福祉審議会の意見を踏まえ検討していきます。

保育園みつばち及び神奈川県立フラワーセンター苗ほ跡地への民間保育所の整備を

進めるとともに、子ども・子育て支援新制度の本格施行に向け、平成 26 年度中に策定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」(計画期間:平成 27～31 年度(5カ年計画))を基に、鎌倉市内に私立の保育所及び認定こども園を設置又は整備する場合等に助成を行い、待機児童の解消等を図ります。

【健康福祉部】

《地域生活の支援サービス》

・高齢化社会の進展に伴い、介護認定を受ける高齢者数が増加することが見込まれる状況であり、利用者等のニーズを把握しながら、介護保険サービスの充実に努めます。

また、高齢者が安心して暮らせるよう在宅支援サービスの充実及び高齢者虐待の防止、成年後見制度の利用促進を図っていきます。

・障害者福祉計画の進行状況を把握・点検し、検証を行う進行管理を実施し、平成 25 年度推進状況報告書を取りまとめます。

障害福祉計画推進委員会や自立支援協議会等からの意見集約を行い、第 4 期障害福祉サービス計画を策定します。

《市民の健康と安心づくりの推進》

・すべての市民が主体的かつ積極的に自らの健康づくりに取り組めるよう、乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた健康づくりを支援するため、健康診査の充実をはじめ、必要な保健福祉サービスの提供、スポーツ施設等との連携など、体系的な取組を進めるとともに、とりわけ市民の急病に対応するため、救急医療サービスの情報提供や、休日夜間急患診療所の小児科医の確保に努めるなど、救急医療体制の一層の充実を図ります。

《すべての子育て家庭への支援》

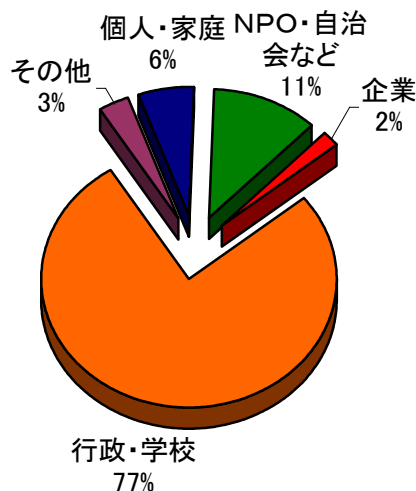
・小児医療費助成事業の安定かつ持続可能な制度の運営をめざし、随時見直しを行っていきます。

市民等と行政 の協働

■市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- 地域の人々が交流し支えあうよう、地域の子育て力の回復と子育てを支援します。
- 子育ての楽しさや喜びを感じられるよう、関係機関や子育て支援団体などによる、支援のネットワークを充実します。
- 健康づくりを考え、健康管理に努めます。
- みんなが福祉に関心を持ち、地域福祉活動やボランティア活動に積極的に参加し支援します。

参考：市民が期待する各主体の役割の大きさ



(「平成 15 年度市民意識調査」より)

外部評価結果

鎌倉市民評価委員会による評価

この分野の8年間の取組は、**きわめて優れていた**。

この分野の8年間の取組の進捗状況・取組のあり方に関する意見

・「健康福祉」の分野は余りにも多岐に亘る事業を取り込んでいる。高齢、障害、健康と幅広い分野を対象に位置づけられていたため、個々の成果が見えにくかった。子育て支援、高齢者福祉、医療の充実等、現代的な課題が山積する中で、充実した施策進行ができていたと判断できる。福祉全般としては市の相当の努力があったことがよく伺える。

・「次世代きらきらプラン」の策定など、何に重点をおいて取り組むべきかを考慮し、事業を実施している。また、この計画に基づき、非常に多岐にわたる事業に取り組んでいる。実施結果についても振り返って確認し、報告書にまとめている。

・次の子育て支援制度に向けたニーズ調査等を行うなど、個別事業の効果、検証を改めて行いながら、有効な施策を推進してほしい。なお、プラン策定から施策の推進、問題点への対応には、もう少し早さが欲しい。

第3期基本計画に向けたこの分野に関する意見

・第3期基本計画では「子育て」を「健康福祉」から独立させ、1分野を設けたのは、市が子育てに力を入れようとしていることが伺える。分野が分かれたことにより、それぞれの評価がしやすくなったと思われる。

・今後も、子育て支援や高齢者福祉は喫緊の課題として市民の生活において重要なファクターである。健康福祉に対するニーズは益々高まり、取捨選択をしながら、有効な施策推進、更なる充実が求められる。今後の検討を期待する。

- ・今後、鎌倉市においては高齢者や子育て支援対象者の割合や人数の動向がどの様に変化していくのか？等を見極めながら、適切に実施して頂きたい。
- ・子育て支援施設は、空き部屋等も上手く利用して開設していくことも検討して欲しい。
- ・財政面や市民の感覚から見て世代間に格差がないように図られたい。

この分野の指標に関する意見

- ・複雑多岐にわたるため、一般市民に十分サービス内容が伝わっていない面もある。市が高齢者福祉サービスにかなり尽力しているにも拘らず、「わからない」などと回答した人が 49.1%いる。市民の関心が今一歩薄いのと市の PR 不足が原因と思われる。事業の情報を添付して行った方がいい。何を行っているかわからないのはもったいない。
- ・福祉分野はサービス対象者が身近にいるのといないのとでは受け止め方が全く異なると思われる。今後、満足度調査を実施する場合には、属性の 1 つとして加えていく必要がある。
- ・高齢者福祉や子育て支援などは、充実していると考える市民全体の割合ではなく、それぞれサービスを受ける市民を対象とした割合とすべきである。また、それぞれにどのようなサービスがあり、他の地方公共団体と比較して現在どうであるか？（ベンチマーク）将来どこまで充実させるのか？（ターゲット）をそれぞれ設定する必要がある。
- ・高齢者福祉サービスや介護認定、子育て支援等への数値は上昇しているが、市民全体の意識では未だ、全ての人が安心して生活できる場と認識できていない。
- ・平均医療費が低ければ良いというものでは無い。きちんと医療を受けることによって健康が維持される事の方が重要である。また、介護認定の進行の阻止についても、介護予防給付を受ける事と介護認定の進行の阻止の因果関係が明確ではない。介護認定の進行を阻止できた人数の指標が分かりづらい。
- ・子育て支援策の目標値を高齢者福祉サービスよりも高く設定することを提起する。

この分野に関する総括意見

- ・サービス提供体制をより充実していくこと、利用しやすい相談・情報収集提供機能の向上などが望まれる。
- ・鎌倉市は高齢化が進んでいるので、高齢者福祉を充実させる事は必須である。高齢者の健康維持の為に施策を検討して欲しい。ただし、高齢者への支援と保育園への支援が対立関係にならぬようにバランスよく課題が解決されることも望まれる。質の低下が起これぬような努力も重要である。
- ・障害者、子どもの福祉政策が必要だが、まず現在の施策を周知させ、それぞれのニーズに合う施策を検討して欲しい。
- ・障害の分野では、発達障害、難病が新たに位置づけられたが、実態は明らかになっていない。重度志向であったサービスを、よりサービスを必要としている人へと転換させていくことが求められていると思われる。
- ・健康寿命を如何に長く保ち続けるかが、人の幸せを左右する。加えて医療費の削減に繋がる。
- ・子育て支援こそ持続可能な社会に必須な条件である。
- ・健康や福祉は多岐に渡り過ぎていて、一分野として評価する事が困難であったが、第3期基本計画においては分割されるという事から、もう少し的確な評価が行えるものと考えられる。

実施計画

- シルバー人材センター事業所の移設(4-1-1-①)
- 高齢者活動サービスの充実(4-1-1-②)
- 紙おむつの支給(4-1-2-①)
- 障害者グループホーム等への支援(4-1-2-②)
- 地域活動支援センター事業等への支援(4-1-2-③)
- 福祉タクシー券・ガソリン券の交付(4-1-2-④)
- 障害児放課後・余暇支援事業の推進(4-1-2-⑥)
- 障害者福祉計画の改定と推進(4-1-2-⑦)
- 障害者の相談支援体制の充実(4-1-2-⑧)
- 発達障害児者への支援(4-1-2-⑨)
- 腰越地域老人福祉センターの整備(4-1-2-⑬)
- 障害児通園支援(4-1-2-⑭)
- 障害福祉サービス利用者負担の軽減(4-1-2-⑮)
- 在宅重度身体障害者生活介護支援(4-1-2-⑯)
- ハッピーバース支援(産科診療所の運営支援)(4-1-2-⑰)
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備(4-1-2-⑳)
- 特別ショートステイ受入れ(4-1-2-22)
- 介護老人保健施設の整備(4-1-2-23)
- 地域包括支援センターの増設(4-1-2-24)
- 介護従事者資格取得助成制度(4-1-2-25)
- 失語症等成人言語障害者への支援(4-1-2-26)
- 広域連携による重度障害者短期入所事業所の整備と支援(4-1-2-27)
- (仮称)保健医療福祉センターの機能見直しと建設準備(4-1-3-②)
- 健康情報システムの構築と運用(4-1-3-③)
- 若年層の地域健康づくり支援(4-1-3-④)
- 20歳からの成人健診事業の推進(4-1-3-⑥)
- 歯周疾患検診の推進(4-1-3-⑦)
- 休日急患歯科診療所の運営(4-1-3-⑧)
- 妊産婦への健診支援(4-1-3-⑨)
- 任意の予防接種の充実(4-1-3-⑩)
- 子育て支援の充実(4-1-4-①)
- 子育て支援センターの充実(4-1-4-②)
- ファミリーサポートセンターの運営(4-1-4-③)
- 次世代育成支援対策の推進(4-1-4-④)
- 在宅子育て家庭の支援(4-1-4-⑤)
- 幼稚園就園支援事業の推進(4-1-4-⑥)
- こどもと家庭の相談事業の推進(4-1-4-⑦)
- 小児医療費の助成(4-1-4-⑧)
- 低年齢児保育の充実(4-1-4-⑨)
- 一時預かりの拡充(4-1-4-⑫)
- 短期入所生活援助(ショートステイ)事業の実施(4-1-4-⑬)
- 病後児施設型保育の実施(4-1-4-⑮)
- 待機児童対策施設の整備(4-1-4-⑰)
- 公立保育園の民営化計画(4-1-4-⑲)
- 母子家庭の自立支援(4-1-4-⑳)
- つどいの広場の整備(4-1-4-21)
- 認定こども園の設置(4-1-4-23)
- 家庭的保育事業の実施(4-1-4-25)
- 認定保育施設への支援(4-1-4-26)
- 障害者の就労支援体制の充実(4-1-5-②)
- 成年後見センターの設置・運営(4-1-5-③)

個別計画

■[鎌倉市次世代育成きらきらプラン](#)

■[鎌倉市健康福祉プラン](#)

■[鎌倉市高齢者保健福祉計画](#)

■[鎌倉市障害者福祉計画](#)

事務事業評価

- 児童福祉運営事業(こども-01、こども-08、こども-15)
- 子育て支援事業(こども-02、こども-16)
- 私立保育所助成事業(こども-03、こども-10)
- 公立保育所管理運営事業(こども-04)
- 就園支援事業(こども-05)
- 次世代育成支援対策推進事業(こども-07、こども-14)
- 私立保育所等入所事業(こども-09)
- 認可外保育施設助成事業(こども-11)
- 公立保育所管理運営事業(こども-12)
- 分園運営事業(こども-13)
- 育児支援事業(こども-17)
- 育児家庭支援事業(こども-18)
- 児童手当支給事業(こども-19)
- 入院助産等事業(こども-20)
- 母子生活支援事業(こども-21)
- 発達支援事業(こども-25)
- 障害者施設管理運営事業(こども-26)
- あおぞら園管理運営事業(こども-27)
- 社会福祉運営事業(健福-01、健福-06)
- 社会福祉法人指導監督事業(健福-02)
- 社会福祉協議会支援事業(健福-03)
- 福祉センター管理運営事業(健福-05)
- 民生委員児童委員活動推進事業(健福-07)
- 社会を明るくする運動事業(健福-08)
- 戦傷病者戦没者遺族等援護事業(健福-09)
- 原爆被爆者援護事業(健福-10)
- 行旅病人死亡人援護事業(健福-11)
- 中国残留邦人等支援事業(健福-12)
- 住宅支援給付事業(健福-13)
- 生活保護事務(健福-14)
- 扶助事業(健福-15)
- 救助事業(健福-16)
- 高齢者福祉運営事業(健福-18)
- 高齢者施設福祉事業(健福-19)
- 高齢者在宅福祉事業(健福-20)
- 高齢者生活支援事業(健福-21)
- 高齢者施設整備事業(健福-22)
- 高齢者活動運営事業(健福-23)
- 社会参加・生きがい対策事業(健福-24)
- シルバー人材センター支援事業(健福-25)
- 在宅福祉サービスセンター管理運営事業(健福-26)
- 老人センター等管理運営事業(健福-27)
- 障害者福祉運営事業(健福-28)
- 障害者施設福祉事業(健福-29)
- 障害者在宅福祉事業(健福-30)
- 障害者社会参加促進事業(健福-31)
- 障害者就労支援事業(健福-32)
- はまなみ運営事業(健福-33)
- 保健衛生運営事業(健福-34)
- 救急医療対策事業(健福-35)
- 予防接種事業(健福-36)

事務事業評価	■感染症対策事業(健福-37) ■成人保健事業(健福-38) ■母子保健事業(健福-39) ■老人保健事業(健福-40) ■結核検診事業(健福-41) ■成人健康診査事業(健福-42) ■がん検診事業(健福-43) ■健診システム構築・運用事業(健福-44) ■地域健康づくり事業(健福-45) ■食育事業(健福-46) ■国民健康保険高額療養資金貸付事業(健福-47) ■国保組合支援事業(健福-48) ■障害者医療助成事業(健福-49) ■老人保健医療事業(健福-50) ■国民年金事務(健福-51) ■小児医療助成事業(健福-52) ■ひとり親家庭等医療助成事業(健福-53) ■運営事業(国民健康保険事業)(健福-54) ■運営事業(介護保険事業)(健福-55) ■運営事業(後期高齢者医療事業)(健福-56)
関連リンク	■生活保護と福祉一般(厚生労働省) ■介護・高齢者福祉(厚生労働省) ■障害者福祉(厚生労働省) ■子ども・子育て支援(厚生労働省) ■共生社会政策(内閣府)